

茨城県自殺対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 茨城県において増加傾向にある自殺者数の減少を目的とし、その実態把握と原因究明を行い、今後の自殺予防対策を検討するとともに、関係機関の連携を強化するため、茨城県自殺対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、本県の自殺対策を総合的に推進していく。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の自殺の実態把握
- (2) 自殺予防対策の検討
- (3) 県民に対する自殺予防の啓発に関すること
- (4) その他自殺対策に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は委員10人以内をもって組織する。

- 2 協議会は、自殺対策に関し優れた見識を有する者をもって委員として構成し、当該委員のうちから座長1人及び副座長1人を置く。

(会議)

第4条 協議会は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長に事故等のあるときは、副座長が職務を代理する。
- 3 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明または意見を述べさせることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、茨城県保健福祉部障害福祉課に置き、協議会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会において定める。

附則

- 1 この要項は、平成19年7月3日から施行する。
- 2 茨城県心の健康づくり・自殺予防対策検討会設置要項（平成17年2月10日）は廃止する。

(平成 24 年 10 月 30 日現在)

茨城県自殺対策連絡協議会委員名簿

氏名（敬称略）	所属・経歴等	備考
朝田 隆	筑波大学教授（精神医学）	座長
池田 八郎	茨城県精神保健協会会長	副座長
館岡 司	茨城県経営者協会労働企画委員長	
岩熊 昭洋	水戸医療センター 精神科医長	
和田 浩美	連合茨城会長	
小沼 平	茨城新聞 水戸支社長	
清宮 玲子	社会福祉法人茨城いのちの電話事務局長	
福山 なおみ	群馬医療福祉大学教授	
松崎 一葉	筑波大学教授（医学医療系）・産業医	
守屋 英子	茨城県スクールカウンセラー	

事務局：保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉センター

※関係機関も会議において同席

（国）茨城労働局，茨城産業保健推進センター

（県）商工労働部労働政策課，教育庁義務教育課，高校教育課，
警察本部生活安全総務課，生活環境部生活文化課 など